

## 第5回法制・基本問題小委員会（11/9） における主な意見概要（ダウンロード違法化）

### ○著作物全般への適用拡大を支持する意見

- ・ 諸外国では著作物の種類による限定はしていない。我が国ではニーズが高かった録音・録画の違法化が先行しているが、諸外国の実態も踏まえると、プログラムを含めた著作物全般に広げることを議論した方が良い。静止画に絞ると定義が困難となる。
- ・ 最近では、科学論文の違法掲載サイトも存在している※中で、違法化の対象を一般化することには一定の理由がある。諸外国ではデジタル方式以外でも、違法物からの複製は違法化しているところ、仮に、日本でダウンロード全般を違法化したとしても、なお、諸外国より私的複製が認められる範囲は広い。
- ・ 対象著作物は、区別しない方が分かりやすく良い。

### ○適用拡大に当たって慎重な検討を求める意見

- ・ 録音・録画の違法化については、私的録音録画補償金の議論の流れから出てきた話であり、ファイル交換による違法流通の深刻化など、当時の時代状況を踏まえた対応だったことに留意する必要がある。対象を広げていく場合には、当時示されていた懸念点だけでなく、様々な点を検討すべき。
- ・ 静止画は、音楽・映像と比べて、誰もが創作し得るものである一方、ファイル容量が大きくないこともあり、様々なところに侵害物が掲載されている。ダウンロードが瞬時に終わることもありユーザーが思い留まる時間も短い。音楽・映像と質的に相違するものが含まれることに留意が必要。
- ・ 静止画の場合、音楽・映像と関係する者が全く異なる。情報法制として、違法状態を広く作り出すことについては慎重な検討が必要。

### ○対象著作物・対象サイトの限定に関する意見

- ・ 立法事実は、ほとんどが「有償著作物」を念頭に置いたものであり、民事においても、「有償著作物」に絞るのが良いのではないか。

---

※ 例えば、6,450 万件以上の学術論文の全文を無料でダウンロードできる論文版海賊サイトが存在し、我が国においても 2017 年に 127 万件（2015 年の結果と比較して約 2.7 倍増加）の論文がダウンロードされたとの調査結果が存在する。

- ・ 対象著作物の範囲を限定することが重要だし、例えばリーチサイトの議論で念頭におかれているような、「主として海賊版を助長するサイト等」からのダウンロードに限定するなど、過度でない立法措置を検討する必要。

### ○主観要件に関する意見

- ・ 「事実を知りながら」という要件は重要だし、「知るべきであった」という（緩やかな）解釈がされないようにする必要。また、そのような限定がされていることを国民にしっかりと周知する必要。

### ○刑事罰に関する意見

- ・ 音楽・映像の違法ダウンロードについて、これまで検挙実績がないという事実をどのように評価するか。伝家の宝刀として、専ら抑止効果として機能しているのが現状。実際問題として、ユーザーが違法にダウンロードしたことの検知は極めて難しい。
- ・ 刑事罰化するというのであれば、有償著作物への限定は当然必要。
- ・ 法定刑については、動画はデータ量も多く法益侵害性が大きいと考えることができる一方で、仮に静止画についてはデータ量が少なく法益侵害性が大きくないと考えることができるのであれば、法定刑を下げることも有り得るし、なお、悪質な事例を想定すると同様でも良いという考え方も有り得る。

### ○その他

- ・ 「静止画」とあるが、議論の対象は画像に限っていないので、この用語では混乱を招くかもしれない。
- ・ プログラムの著作物については、様々な利用形態があるところ、デジタル消尽についての考え方を整理しておく必要があるのではないか。
- ・ プログラムの著作物について、アクティベーション方式の普及により、ダウンロードの探知が難しいという前提が崩れているかもしれない。また、中古ソフトの取扱いについて明確にしたほうがよい。
- ・ 研究者が侵害著作物を研究目的でダウンロードすることを適法とする根拠規定がないので、その点についても検討すべきではないか。